

仕 様 書

- 1 件名 庁用自動車の賃貸借
- 2 賃貸借車両 乗用自動車 1台
- 3 納入場所 伊万里農林事務所
- 4 賃貸借期間 令和8年(2026年)2月2日～令和15年(2033年)1月31日
(84カ月)
- 5 賃貸借車両の規格及び付属品等
別紙1・別紙2のとおり
- 6 賃貸借の方法
車両を8に掲げるメンテナンス付きでリースする方式
- 7 月間予想走行距離(一月当たり平均値)
約500km
- 8 メンテナンスの内容

原則としてメンテナンス時には、受注者が車両をその保管場所で引き取り、「物品の製造、修理、購入又は賃貸借に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規程(昭和41年佐賀県告示第129号)第1条の規定に基づく入札参加資格を有する者のうち受注者が指定する整備工場において、以下のとおり実施するものとする。

なお、実際の月間走行距離が7に掲げる月間予想走行距離を著しく超過した場合はこの点検とは別に、県の費用負担により同様の点検をすることを受注者に対して要請することができるものとする。

(1) 法定点検及び定期点検

(定期点検は6ヶ月ごとに実施するものとする。)

- | | | |
|------|--------------|----------------|
| エンジン | ・ファンベルトのたわみ量 | ・エンジンオイルの量 |
| | ・冷却水の量 | ・エンジンオイルのよごれ |
| | ・ファンベルトの損傷 | ・エンジンのかかり具合、異音 |
| | ・低速及び加速の状態 | ・バッテリーの液量 |
| | ・バッテリーの比重 | |

ステアリング・パワーステアリング・ベルトの緩み

- ブレーキ
- ・パーキングブレーキの引きしろ（踏みしろ）
 - ・ブレーキオイルの液量
 - ・ブレーキのきき具合
 - ・ブレーキペダルの遊び
 - ・ブレーキペダルの踏み残りしろ
 - ・ブレーキホース、パイプのオイル漏れ、損傷、取り付け状態
- タイヤ
- ・タイヤの空気圧
 - ・タイヤの溝の深さ
 - ・タイヤのき裂、損傷
 - ・タイヤの異常な摩耗
- その他
- ・計器類の作用
 - ・ワイパーの作用
 - ・灯火装置の作用
 - ・ウォーニングランプの作用
 - ・ウィンドウォッシャの作用・ウィンドウォッシャの液量
 - ・シートベルトの損傷、作用・エアコンディショナーの作用
 - ・下回り各部の損傷・漏れ
 - ・スペアタイヤジャッキ又は応急用パンク修理キットの状態
 - ・変速機の作動状況確認
 - ・洗車

- (2) 継続車検整備（法定点検及び定期点検項目を含む）
- (3) エンジンオイル及びオイルフィルタの交換（メーカーの点検基準による）
- (4) タイヤ交換（必要に応じて）
- (5) パンク修理、バースト交換（縁石等の接触によるものを除く）
- (6) バッテリー交換
- (7) 各種消耗品の交換及び補充
- (8) 故障修理
- (9) その他安全走行に必要な点検・修理（新車点検を含む）

9 メンテナンスに含まないもの

- (1) 日常点検
- (2) 燃料代、駐車料金、高速道路料金
- (3) 県が装備した架装、装備の修理・取替え費用
- (4) 経年劣化等による自動車本体及び付属品の腐食、老化、退色の修理、復元等
- (5) 県の過失によるトラブル（キーロック、ガス欠等）の処理費用

10 賃貸借料に含まれるもの

- (1) 車両の変更登録費用（車両移動に伴う住所変更等）
- (2) 自動車税種別割
- (3) 自動車税環境性能割
- (4) 自動車重量税

- (5) 自動車リサイクル料金
- (6) 自動車損害賠償責任保険料
- (7) 8に定めるメンテナンスに要する費用

11 賃貸借料の支払

毎月払い（履行後翌月払い）

12 事故処理

事故により、賃貸借車両が損傷したときは、速やかに受注者に報告するとともに、県において修理するものとする。

13 その他

- (1) 受注者は、点検整備等の記録ができるものを当該車両に保管すること。
- (2) 受注者は、車両内に受注者名、メンテナンス工場名及びそれらの連絡先を表すこと。
- (3) 受注者は、事故、故障等使用に支障が生じるような場合は、迅速に対応すること。
- (4) 受注者は、当該年度の点検、整備計画書を作成し、速やかに提出すること。
また、点検、整備終了後は、結果報告書を速やかに提出すること。
- (5) 受注者は、賃貸借期間満了後は速やかに車両をひきとること。
- (6) 受注者は、自動車製造メーカーの責めによる瑕疵等（リコール等）の不具合が発生した場合は、該当車両が安全に運行できる状態となるよう誠実に対応すること。
- (7) 任意自動車保険は、県の責任により別途加入する。
- (8) 本仕様書に定めのない事項又は契約後疑義が生じた場合は、県と受注者の双方で協議のうえ決定するものとする。